

改 正 後	現 行
<p>（第一号任期付研究員の裁量による勤務） 第五条 1・2（略）</p> <p>3 勤務時間条例第〇条第〇項及び第〇項、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条及び第〇〇条〔注3〕の規定は、第一項の第一号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>〔注3〕 勤務時間条例（案）第三条第二項及び第三項、第四条、第五条、第八条、第九条、第十条の二及び第十二条に相当する規定</p>	<p>（第一号任期付研究員の裁量による勤務） 第五条 1・2（略）</p> <p>3 勤務時間条例第〇条第〇項及び第〇項、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条及び第〇〇条〔注3〕の規定は、第一項の第一号研究員には、適用しない。</p> <p>〔注3〕 勤務時間条例（案）第三条第二項及び第三項、第四条、第五条、第八条、第九条及び第十二条に相当する規定</p>